変更した事項

記

一　附属施設

(一)　副灯五個

イ　灯質　モールス符号白光毎一〇秒にU（・・―）

ロ　光度　実効光度二七〇カンデラ

ハ　光達距離　六・五海里

ニ　設置場所及び高さ　本灯の北西方約二三〇メートル平均水面上から灯火まで一一メートル

ホ　記事　副灯五個の灯火は、本灯に同期している。

(二)　電気ホーン

イ　吹鳴周期　毎二七秒をへだて三秒吹鳴

ロ　設置場所　本灯の下部

(三)　レーダー反射器

二　東燃ゼネラル石油株式会社川崎工場管理

変更年月日　平成二十七年九月二十五日

名称　竜串港A防波堤灯台

位置

所在地　高知県土佐清水市（竜串港A防波堤外端）

北緯　三二―四七―一〇

東経　一三二―五二―〇四

変更した事項

灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル

変更年月日　平成二十七年九月二十九日

名称　唐尾港北防波堤灯台

位置

所在地　和歌山県有田郡広川町（唐尾港北防波堤外端）

北緯　三四―〇〇―二六

東経　一三五―〇八―三八

変更した事項

灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル

変更年月日　平成二十七年九月二十九日

## ○関東地方整備局告示第三百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 市川市高谷一九五二番一二地先から同市高谷二〇二三番一〇五まで | 前 | 二三六・五一～二四〇・七〇メートル | 〇・〇一一キロメートル |
| | 後 | 二三六・五一～二四〇・七〇メートル | 〇・〇一一キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

## ○関東地方整備局告示第三百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

路線名　供用開始の区間　関東地方整備局長　石川　雄一

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

## ○関東地方整備局告示第三百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

路線名　供用開始の区間　九州地方整備局長　鈴木　弘之

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局首都国道事務所

## ○九州地方整備局告示第三百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

路線名　供用開始の区間　九州地方整備局長　鈴木　弘之

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月十五日

## ○九州地方整備局告示第三百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

路線名　供用開始の区間　九州地方整備局長　鈴木　弘之

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月十五日

## ○北海道開発局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十五日

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三十九号、二百四十号及び二百四十三号 | 北海道網走郡大空町女満別本郷二九一番六から同町女満別本郷二九〇番一まで | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |
| 二百七十三号 | 紋別市上渚滑町中渚滑五三番から同市上渚滑町中渚滑二四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 〃 |
| 四百五十三号 | 北海道有珠郡壮瞥町字上久保内三七番七一から同町字上久保内三七番四五まで | 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部 |

供用開始の期日　平成二十七年十月十五日